



平成 22 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 日立工機株式会社  
代表者名 取締役社長 加藤 清  
(コード番号 6581 東証・大証1部)  
問合せ先 広報室長 吉成 雅人  
(TEL 03-5783-0601)

### 東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等の訂正を開示した件につきまして、平成 22 年 11 月 1 日付で株式会社東京証券取引所から、有価証券上場規程第 5 0 2 条第 1 項に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善報告書

以 上

# 改善報告書

平成 22 年 11 月 16 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 斉藤 惇 殿

日立工機株式会社  
代表取締役 加藤 清  
取締役社長

このたびの当社連結子会社の不適切な取引および会計処理に関する過年度決算短信および有価証券報告書等（以下「過年度決算短信等」といいます。）の訂正の件につきまして、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

## 第1 経緯

### 1. 過年度決算短信等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

2010 年 8 月 18 日開催の当社の経営会議において、常勤監査役から、当社の海外子会社である日立パワーツールズヨーロッパ GmbH（所在国：ドイツ。事業内容：電動工具等の販売。以下「HTE」という）の売掛金回収期間の短縮化が他の販売子会社に比して進んでいないこと、借入金残高が増加していること、HTE が当社の製造子会社から購入する製品の代金支払が度々遅延していること等が指摘され、HTE の経営に問題がないか実態を調査することとなりました。

当社では、直ちに経理財務本部において HTE 関連の ERP システム内の会計データを検討するとともに、同年 9 月 2 日から 6 日にかけて経理財務本部関係者 3 名を HTE に派遣し、また同年 9 月 9 日から 11 日にかけて経理財務本部及び国際営業本部関係者計 2 名を HTE に派遣して経営実態の現地調査を行いました。現地調査においては、当社から出向していた当時の HTE 社長（同年 9 月 28 日付で HTE 社長解任、同年 10 月 4 日付で当社を懲戒解雇）にインタビュー等を実施し、同年 9 月 13 日に当社トップ・マネジメントに調査結果が報告されました。かかる調査の結果、全容は不明ながら、HTE において、数年間にわたり、不適切な取引および会計処理が行われており、当社に対しては虚偽の財務報告をしていたことが判明したことから、当社は、同月 15 日に代表取締役社長を長とする社内調査チームを立ち上げるとともに法律顧問である森・濱田松本法律事務所の山岸良太弁護士に報告、協議し、同月 16 日には、当社の 2010 年 3 月期以降の会計監査人・独立監査人である新日本有限責任監査法人及び 2009 年 3 月期までの会計監査人・独立監査人であったあずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）並びに HTE のドイツにおける会計監査人に

報告し、協議を開始しました。また、同日には、常勤監査役が調査のため HTE に向けて出発しました。

一方、当社は、社内調査で判明した本件の手口・期間・金額等に鑑みて、本件の迅速かつ適切な解明のためには社外の専門家の知見・能力を利用することが必要と判断し、同月 17 日には、当社グループと利害関係がなく、かつ、不正会計に関する調査に実績を有するデロイトトーマツ FAS 株式会社（以下「DTFAS」という）に対して調査協力を依頼し、また、同月 21 日には、社外の専門家から構成される調査委員会を設立して本件の徹底的な調査を行う方針を固め、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の川村明弁護士及び前記山岸弁護士からそれぞれ委員長及び委員就任の内諾を得、また、DTFAS から所属する公認会計士（DTFAS は松藤斉公認会計士と決定）の委員就任の内諾を得ました。

DTFAS は、調査委員会が正式に発足する前の事前調査として、同月 20 日から同年 10 月 4 日にかけて、HTE に現地調査チームを派遣し、現地の法律事務所（Simmons & Simmons）とともに、HTE の帳票類の検討及び HTE 前社長を含む関係者に対するインタビュー等を行いました。また、当社は、これらの社外の専門家による調査と連携しつつ、現地に経理財務本部の調査チームを派遣して同様の調査を行いました。

そして、概要を把握したこの段階で、本件の経緯、概要、業績への影響等について、10 月 5 日に適時開示を行いました。

## 2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

### 2-1. 調査委員会の設立

前記に記載の当社による社内調査及び社外の専門家による事前調査を経て、2010 年 10 月 5 日、当社の取締役会にて調査委員会の設立を正式に承認しました。調査委員会の構成は以下のとおりです。

委員長 弁護士	川村 明（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
委員 弁護士	山岸良太（森・濱田松本法律事務所）
委員 公認会計士	松藤 斉（デロイト トーマツ FAS 株式会社）

なお、調査委員会の調査体制につきましては、当社の法律顧問である山岸弁護士も参画し、また、調査委員会による調査と社内調査との完全な分断は行わない等、日本弁護士連合会策定「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日）に準拠した第三者委員会と異なる点もあります。これは、①本件が当社の子会社である HTE における問題であること、②本件発覚の端緒が当社の内部統制の作用によるものであること、③本件の社内調査が経営会議にて指示されていること、④事前調査の結果でも当社による本件への関与が認められなかったこと等から、調査委員会の当社からの独立性を最優先して、当社と利害関係を全く有しない第三者のみで調査委員会を組成して調査を行う必要性は必ずしも高くなく、むしろ、社外の専門家が委員となることのメリットは活かしつつも、社内調査の結果等も活用して調査を行うことで、迅速かつ

つ適切な調査ができると判断したためです。(調査委員会では、調査の過程においてかかる判断を覆す事実が判明した場合には、調査の結果に対する信頼性を確保するための別途の措置をとることがその前提とされましたが、そのような事実は判明しませんでした。)

## 2-2. 調査委員会による調査の目的

2010年10月5日付当社取締役会で決議しました調査の目的事項は以下のとおりです。

- ① 本件の実態の解明
- ② 責任の所在の解明(当社の関与の有無を含む。)
- ③ 本件の発生原因の解明
- ④ 他の子会社等における類似事象の有無の調査
- ⑤ 再発防止策の提言

## 2-3. 調査委員会による調査の手法と範囲

### (1) 調査委員会の調査の構成

調査委員会による調査は、本件についての内容究明と証跡の確保及び本件が過年度の財務報告に及ぼす影響額を検証するとともに、内部統制、業務プロセス、ガバナンス体制、さらには企業風土も含めたあらゆる側面から調査、検証を行い、本件の発生の背景と原因を究明し、再発防止策を検討し、その結果を社会に対し公表することを主眼としており、その調査は次のように構成されました。

- ① HTEにおける調査
- ② 当社の関与の有無の調査
- ③ 他の子会社等における類似事象の有無の調査

### ① HTEにおける調査

HTEにおける調査は、次の手続で実施しました。なお、調査対象期間は、関係者に対するインタビュー及びHTEの売上高の推移等の資料の分析を踏まえて、本件が実行されていた期間につき一定の蓋然性が認められた2005年4月1日から2010年8月31日としました。

- (a) 事前調査による概要の把握及び当社社内調査結果の活用  
(社内調査の情報により概要を把握し、本件に係わる外部関与者6社を特定)
- (b) インタビュー  
(HTE前社長及びその他の関係者対象に実施(10名計8回))
- (c) PC等の解析  
(HTE前社長の会社貸与PC及び外付けハードディスクドライブ等のデータ復元、調査)
- (d) 協力者等に対するバックグラウンド調査と取引関係の把握  
(公開情報等により、外部関与者のバックグラウンド情報を入手)
- (e) 過年度財務報告への影響額の検証  
(外部関与者の売上明細データ等により架空取引についての把握)

## ② 当社の関与の有無の調査

当社の関与の有無の調査は、次の手続で実施しました。なお、調査対象期間は、PC等の解析を除き、HTEにおける調査と同様に2005年4月1日から2010年8月31日としました。

- (a) HTE管理担当部署の把握  
(当社の海外子会社の管理体制把握、当社のHTE管理の内部統制状況の把握・分析)
- (b) インタビュー  
(HTEと業務上の関わりが深かった者、経理財務本部関係者等(28名計31回))
- (c) PC等の解析  
(当社の経営陣及びHTEと業務上の関わりが深かった者21名のPC・サーバー等)
- (d) HTEに対する不正支出の有無の検証  
(当社とHTE間の取引及び非通例的な取引の有無の把握・分析等)

## ③ 他の子会社等における類似事象の有無の調査

他の子会社における類似事象の有無の調査は、次の手続で実施しました。調査対象期間は、PC等の解析及びアンケート調査を除き2005年4月1日から2010年8月31日としました。

- (a) 過去に生じた不正・不祥事及び財務報告の誤謬の把握と是正措置の検討状況  
(当社グループにおける不正・不祥事一覧の入手・分析、子会社及び支店27社70名を対象に、類似事象の記名式アンケート調査)
- (b) インタビュー  
(前記2-3(1)②(b)と同じ対象者に実施)
- (c) PC等の解析  
(前記2-3(1)②(b)と同じ対象者に実施)
- (d) 類似事象の発生可能性が高い会社の追跡調査  
(本社出向の経理責任者が駐在していない、直近3カ年業務監査未実施等の子会社)
- (e) 子会社等に対する当社確認調査の検討  
(当社が実施している確認調査の実施手続の妥当性を検討し、調査結果を閲覧)

## 2-4. 調査委員会の調査結果

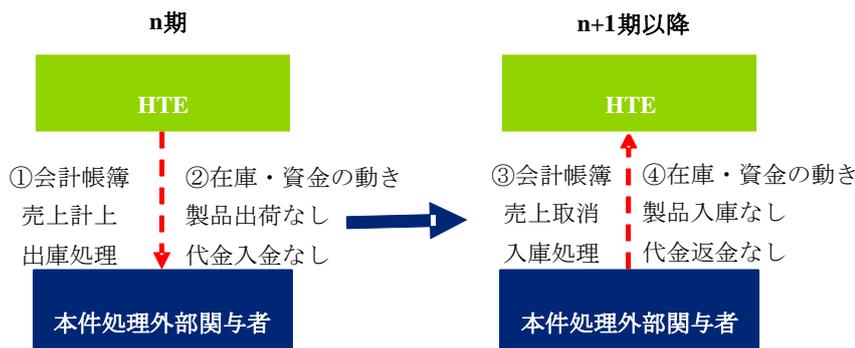
### (1) 調査委員会の調査の結果判明した事実

#### ① HTEで行われていた不適切な取引の基本的な構図は、次の2つのパターンとなっています。

##### (ア) 架空売上の計上及び取消処理

外部関与者と通謀することにより、偽造した証憑を作成し、架空売上が計上して、翌期以降に取消処理をする一連の処理です。

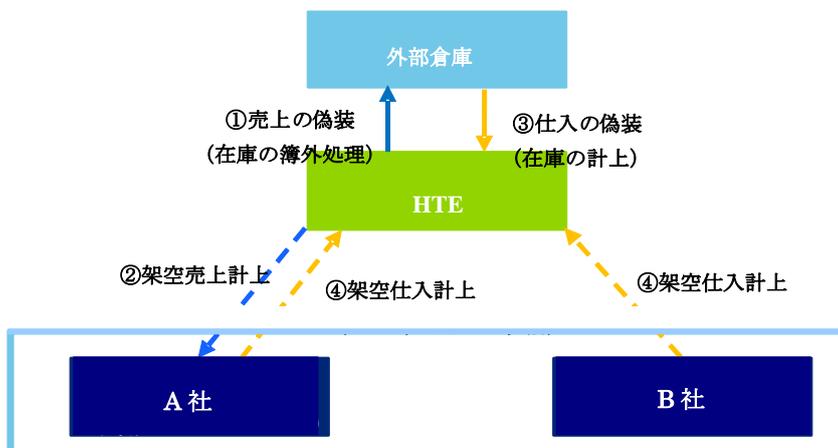
これは、外部関与者との製品受渡し及び資金取引を伴わない会計帳簿上の操作であり、翌期以降に当初計上された架空売上取引と同一の製品、数量及び単価で取消処理が行われていました。外部関与者は主にHTEと通常の取引関係のあった5社であり、2005年8月から一部開始され、2009年2月まで実行されていました。



(イ) 架空売上の計上及び架空仕入れの計上

外部関与者と通謀することにより、偽造した証憑を作成し、隠し倉庫への製品搬出を行うことで、通常の売上取引を装い、その後、同外部関与者が実質的に支配している他の企業の証憑を偽造し、隠し倉庫からの製品搬入により通常仕入取引を装う一連の処理です。

これは、HTE の在庫を移動させるのみで、資金取引も伴わずに行われた会計帳簿上の操作であり、また、HTE は A 社に対する架空売上債権を隠蔽するために、A 社の架空売上債権と B 社又は A 社に対する架空仕入債務とを相殺消去する会計処理も行っていました。外部関与者は、A 社及び B 社であり、2007 年 3 月期より開始し本件処理の発覚まで反復、継続して実行されていました。



(注) 実線は実際の取引、点線は会計帳簿上の処理を示している。

② 関与者とその役割

本件における関与者とその役割については、HTE 前社長は、本件のスキームの考案、関与取引先への本件協力の要請、取引時期及び金額の決定、実行の指示を行っており、本件に主体的に関与していたことが判明しています。HTE 経理部長は HTE 前社長の指示により、本件の内容の決定、会計データの作成、架空証憑の作成及び廃棄等の役割を担当していました。2008 年 3 月期頃より、HTE 営業部長、HTE 資材管理部長、HTE 社長秘書なども本件に関与するようになり、HTE 前社長又は HTE 経理部長の指示に従い、各担当業務の範囲において実行の一部に関与していました。

③ HTE 過年度財務諸表に与える影響

本件による HTE の過年度財務諸表に与える影響額は、2006 年 3 月期から 2010 年 8 月末にかけて売上高累計 74,071 千ユーロ、営業利益累計 28,786 千ユーロが過大計上となっており、純資産に与える累積影響額は 28,880 千ユーロとなっています。

なお、HTE では、売上計上時に仮受計上した VAT(Value Added Tax(付加価値税))と、仕入計上時に仮払計上した VAT は、支払時に相殺差額を毎月税務当局へ支払っていました。その金額は、2010 年 8 月末現在で架空売上による仮受 VAT は 13,948 千ユーロ、架空仕入による仮払 VAT は 6,875 千ユーロです。ドイツ会計基準の修正財務諸表の作成におきましては、それぞれ資産及び負債として計上しており、調整（修正）前後の財務諸表の概要および影響額は、下表のとおりです。

要約損益計算書 ((HTE) 個別)

(単位：千ユーロ)

	06/3		07/3		08/3		09/3		10/3		10/8	
											5ヵ月	
	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後
売上高	16,692	12,868	21,361	17,823	31,208	21,939	40,510	21,082	54,903	26,659	23,033	13,265
営業利益 (損失)	<u>101</u>	<u>(1,858)</u>	<u>364</u>	<u>(1,122)</u>	<u>693</u>	<u>(4,524)</u>	<u>1,019</u>	<u>(5,892)</u>	<u>746</u>	<u>(8,553)</u>	<u>309</u>	<u>(3,605)</u>
当期純利益 (損失)	<u>(80)</u>	<u>(2,039)</u>	<u>16</u>	<u>(1,496)</u>	<u>75</u>	<u>(5,151)</u>	<u>60</u>	<u>(6,911)</u>	<u>172</u>	<u>(9,127)</u>	<u>56</u>	<u>(3,858)</u>
営業利益率	0.6%	(14.4)%	1.7%	(6.3)%	2.2%	(20.6)%	2.5%	(27.9)%	1.4%	(32.1)%	1.3%	(27.2)%
当期純利益率	(0.5)%	(15.8)%	0.1%	(8.4)%	0.2%	(23.5)%	0.1%	(32.8)%	0.3%	(34.2)%	0.2%	(29.1)%

要約貸借対照表 ((HTE) 個別)

(単位：千ユーロ)

	06/3		07/3		08/3		09/3		10/3		10/8	
											直近月	
	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後
流動資産	12,855	10,896	17,155	13,987	28,377	20,250	43,038	30,158	66,902	48,203	76,826	54,916
固定資産	945	945	1,034	1,034	1,221	1,221	1,466	1,466	2,118	2,118	2,545	2,545
資産合計	<u>13,800</u>	<u>11,841</u>	<u>18,189</u>	<u>15,021</u>	<u>29,598</u>	<u>21,471</u>	<u>44,504</u>	<u>31,624</u>	<u>69,021</u>	<u>50,322</u>	<u>79,371</u>	<u>57,461</u>
流動負債	10,499	10,499	14,872	15,175	24,206	24,775	39,051	41,838	63,396	69,664	73,691	80,661
純資産	<u>3,301</u>	<u>1,342</u>	<u>3,317</u>	<u>(154)</u>	<u>5,392</u>	<u>(3,305)</u>	<u>5,453</u>	<u>(10,215)</u>	<u>5,625</u>	<u>(19,341)</u>	<u>5,680</u>	<u>(23,200)</u>
負債純資産計	<u>13,800</u>	<u>11,841</u>	<u>18,189</u>	<u>15,021</u>	<u>29,598</u>	<u>21,471</u>	<u>44,504</u>	<u>31,624</u>	<u>69,021</u>	<u>50,322</u>	<u>79,371</u>	<u>57,461</u>

影響額 ((HTE) 個別)

(単位：千ユーロ)

	06/3		07/3		08/3		09/3		10/3		10/8	
											直近月	
	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計
売上高	(3,824)	(3,824)	(3,538)	(7,362)	(9,269)	(16,631)	(19,428)	(36,059)	(28,244)	(64,303)	(9,768)	(74,071)
営業利益 (損失)	(1,959)	(1,959)	(1,486)	(3,445)	(5,217)	(8,662)	(6,911)	(15,574)	(9,299)	(24,872)	(3,914)	(28,786)
純資産	(1,959)	(1,959)	(1,512)	(3,471)	(5,225)	(8,697)	(6,971)	(15,668)	(9,299)	(24,966)	(3,914)	(28,880)

④ 調査した範囲では、HTE 前社長らの関与者が、不適切な取引への関与の対価として評価される程度の私的な金銭的利得を取得していたという明確な証拠は発見されませんでした。

⑤ 調査の結果、当社の役員・従業員が関与していたと疑わせる事情は認められませんでした。

⑥ 他の子会社における類似事象の有無を確認したところ、当社において既に認識している不正・不祥事のほかに、一部で軽微な事象（売上計上の期ずれ等）は新たに判明したものの、HTEで行われていたような不適切な取引および会計処理は判明しませんでした。

## (2) 責任の所在

本件を主導したHTE前社長の責任は極めて重大であり、調査委員会からは懲戒解雇の処分も妥当なものとしてされています。加えて、現地で直接本件に関与した者も、前社長の指示とはいえ、その役職に応じた重い責任あるいは相応の責任が認められるとされています。また、当社においても最高責任を負う代表者はもとより、子会社の管理監督責任として国際営業本部・経理財務本部、また内部統制構築・コンプライアンス推進責任として内部統制・コンプライアンス関連部門を掌管業務とする取締役は、一定の責任は免れないものと指摘されています。

## 3. 過年度決算訂正の内容

調査委員会の調査結果、並行して行った当社の社内調査、および会計監査人の監査結果を踏まえ、当社としましても不適切な取引および会計処理が行われていたことを認識し、過年度決算の訂正が必要であることを確認いたしました。本件が当社の過年度連結財務諸表に与える影響額につきましても、HTEの製品仕入等にかかる未実現利益や連結間の取引及び債権債務の消去、HTE財務諸表の作成基準を親会社と統一するための会計処理等の修正、外貨財務諸表（ユーロ）の円換算などを行った上で、遡及訂正いたしました。訂正の対象（和暦表示）は、次のとおりです。

		発表日
・平成18年3月期	決算短信（連結）	平成18年4月26日
・平成19年3月期	第1四半期財務・業績の概況（連結）	平成18年7月27日
・平成19年3月期	中間決算短信（連結）	平成18年10月26日
・平成19年3月期	第3四半期財務・業績の概況（連結）	平成19年1月31日
・平成19年3月期	決算短信	平成19年4月26日
・平成20年3月期	第1四半期財務・業績の概況	平成19年7月26日
・平成20年3月期	中間決算短信	平成19年10月25日
・平成20年3月期	第3四半期財務・業績の概況	平成20年1月29日
・平成20年3月期	決算短信	平成20年4月25日
・平成21年3月期	第1四半期決算短信	平成20年7月30日
・平成21年3月期	第2四半期決算短信	平成20年10月28日
・平成21年3月期	第3四半期決算短信	平成21年1月29日
・平成21年3月期	決算短信	平成21年4月27日
・平成22年3月期	第1四半期決算短信	平成21年7月27日
・平成22年3月期	第2四半期決算短信	平成21年10月28日
・平成22年3月期	第3四半期決算短信	平成22年1月28日
・平成22年3月期	決算短信	平成22年4月26日
・平成23年3月期	第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）	平成22年7月27日

本件が、連結業績に与える影響額（過大計上額の純額）は、売上高9,620百万円、営業利益4,468百万円、純利益6,019百万円となりました（いずれも2005年度から2010年度第1四半期までの累計）。また、架空売上に対して支払ったVATの会計処理につきましても、現時点までド

イツ税務当局による還付が確定していないため、費用として各期に計上する会計処理で訂正しました。当該期間に支払い、費用として計上した VAT の累計額は 1,691 百万円ですが、還付が確定した段階で利益計上します。

また、過年度決算短信の訂正にあたりましては、過去において判明はしていたものの重要性がないため遡及して会計処理の訂正をしていなかった事項及び今回新たに判明した軽微な事象（売上計上の期ずれ等）に係る訂正（累計で売上高 1,111 百万円、営業利益 200 百万円、純利益 35 百万円）も、あわせて行っています。

これら過年度決算訂正の概要は、別紙のとおりになります。

## 第2 改善措置

### 1. 不適切な情報開示等を行った直接的原因(問題点)

- (1) 本件が発生した直接の原因は、HTE 前社長や関係者に対するインタビューによりますと、HTE 前社長が営業成績に関して相応のプレッシャーを感じていたことや個人としての評価・地位への願望などが動機となった可能性が考えられます。

具体的には、HTE 前社長は次のように供述しています。つまり、外部経営環境の悪化や HTE 営業部長が主導したマーケティング戦略による営業投資の増大及び人員増加に対して売上は伸びず、予算達成が困難な状況にあったところ、赤字計上は許されないとの強いプレッシャーがあり、マーケティング戦略が奏功し売上が伸びるまでの時間稼ぎとして本件を開始し、その後は不適切な会計処理により予算を達成したかのように見せたことにより、さらに高い目標を設定されるという悪循環に陥ったとのことでした。

また、HTE 前社長には、営業活動に不可欠な権限及び広範な人事権限が与えられていた中で、日本からの出向者は 1 名であり、長期（約 6 年）にわたり一人に権限が集中していました。そして、日常の牽制が働いていないことが不適切な取引につながり、問題発覚を遅らせることにもなったと考えられます。

- (2) 当社における子会社管理のあり方にいくつかの課題があったことも原因であると思われる。具体的には、次のようなことが考えられます。

#### ① HTE の取締役会が実質的に機能していなかったこと

当社では、国際営業本部員を海外販売子会社の代表者として派遣する一方、代表者を監督するために、当社の取締役等が海外子会社の非常勤取締役を兼務しています。しかしながら、取締役会の開催頻度が少なく、監督機関として実質的に機能しておらず、また非常勤取締役による代表者の監督もできていませんでした。

② 国際営業本部や経理財務本部の管理手続が十分でなかったこと

海外子会社は、毎月、売上と利益を当社の国際営業本部に報告していますが、国際営業本部では、予算管理及び予実算分析等を通じた財務数値のチェックは行っているものの、それらは子会社からの報告について、その誤りを発見したり、修正を促すという目的でのチェックではないため、海外子会社に対するチェックおよび管理手続きが十分であったといえる状況ではありませんでした。さらに、当社からの予算の付与や目標数値が、状況や実態から見ると高い水準の場合もあり、それが過度なプレッシャーにつながっていたことも一つの原因であると考えられます。

また、経理財務本部では、各子会社の情報に基づき連結財務諸表を作成していますが、不適切な取引を発見することを目的とする検証は実施せず、各子会社からの報告を正しいものとして連結財務諸表作成をしていました。このように、海外子会社の財務情報を統括するにあたり、経理財務本部による管理手続も十分であったといえる状況ではありませんでした。また、HTEについては、大手監査法人が年度決算を監査していたため、月次および四半期決算の情報も正しいものと考えていたことも事実であります。

③ HTEにおける内部統制の適切な運用がされていなかったこと

HTEの内部統制の体制は、2009年3月31日以降の当社の財務報告に係る内部統制評価の一環として、規程・マニュアル等の整備・運用体制を再構築し、2010年3月31日時点では、全社的內部統制の整備・運用状況の評価を書面及び評価者の訪問により評価され、有効との評価を受けておりました。しかしながら、HTE 経理部長に対するヒアリングによりますと、一部で前記記載の整備・運用状況の内容と異なる可能性のある供述もあり、適切な運用について問題があったことも考えられます。

④ 内部監査が人的リソースの制約などから適切な実効性が確保されていなかったこと

当社の監査室運営方針では内部監査は原則として各子会社について、3年～5年に1度（2010年8月に3年に1度に改訂）は実施することとなっておりましたが、HTEに対する内部監査は、2005年8月に実施して以来、約5年間実施していなかったため、HTE 前社長の職務執行に対する牽制が有効に機能していませんでした。

その理由の一つとして、2006年下期以降、内部統制制度の構築および運用の支援のために内部統制推進室に人員を割かれたことなど、十分な人的リソースがあったとは言えない状態にありました。さらに、内部監査にて発見された問題点に対するフォローアップ監査は適時に実施されていなかったこともあり、結果的に内部監査は、適切な実効性が確保されておらず、牽制として有効に機能していなかったことが考えられます。

⑤ コンプライアンス意識やガバナンス体制が十分でなかったこと

当社は、当社グループの全役員・従業員の企業行動の基本となる「日立工機企業行動基準、日立工機企業行動基準実施要領」の制定を始め、企業経営に必要な規則、ガイドライン、マニュアルの制定や内部通報制度の創設など全社的な内部統制システムの整備を行っていますが、それら

を役員や従業員の具体的な日常業務と明確に関連付けて運用・浸透させるという点においては、十分な教育も実施しておらず、売上獲得の重視の社内風土がコンプライアンスに対する意識の低下を招いた可能性も考えられます。

また、当社には内部通報制度の整備はされているものの、特に海外子会社における周知徹底の方法については代表者に一任していたため、実質的な運用体制が十分に確保されていなかったことも考えられます。IT 統制の状況についても、国際会計基準（IFRS）対応システムの企画を起案中であり、その中で海外子会社との決算報告の直接連携が対応項目の一つとして考えられていましたが、現時点では子会社の決算報告の数値を検証することができない状況にあります。さらに、従業員の不正・不祥事に関する処分・処罰の方針についても「社員就業規則」に規定し、過去の従業員の不祥事においては相応の処分を実施していますが、本件に類似する行為については、本人にも成長の機会を与えるという観点から、処罰を軽微に済ませてきたことも、本件に類似する行為の抑制という点では有効性に問題があったと考えられます。

## 2. 再発防止に向けた今後の改善措置(直ちに着手すべきもので実施済のものを含む)

### 2-1. 今後の改善措置

#### (1) 企業風土の改革、コンプライアンス意識の徹底

##### ①コンプライアンス教育の強化

今回、コンプライアンスに係る不祥事を起こしましたことを真摯に受け止め、経営トップ自らが反省し、今後に対する誓いを行う意味で、グループ全体にトップメッセージを発信するとともに、当社および子会社の役員、従業員のコンプライアンス意識を一層高めるため、改めてコンプライアンス教育を実施します。そして、何よりも「基本と正道」が優先する風通しの良い企業風土を醸成してまいります。

本件の重要性に鑑み、コンプライアンス教育の緊急対応として、当社グループ全体のコンプライアンス意識の徹底を図る目的で、下表のとおりコンプライアンス全体会議を2回に亘って開催しました。そして、役員を含む受講者全員から「教育受講確認書兼誓約書」の提出を求め、各人の誓いを確認しました。

日時	場所	対象者	内容
2010/11/2	勝田工場	当社役員、部長以上、 国内支店(ブロック)長 国内子会社代表者 海外子会社代表者 計 105 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、社長トップメッセージ発信</li> <li>・今回の不祥事の総括</li> <li>・企業行動規範の教育</li> </ul>
2010/11/4	品川本社	品川本社主任以上、 東京地区営業主任以上 計 100 名	同上

上記のコンプライアンス全体会議におきましては、受講者に対しそれぞれの職場・子会社で、会議の趣旨・内容を徹底するように指示しています。

また、当該会議におけるトップメッセージは、社内イントラに掲載するとともに、今後、英語版も作成し、海外への周知も図ってまいります。なお、「教育受講確認書兼誓約書」は、英語版、中国語版も作成しており、海外子会社の管理職以上にも提出を求めています。

その他、国内の地方拠点に勤務している者を対象として、同様のコンプライアンス教育を11月末までに計11拠点で実施いたします。

さらにコンプライアンス教育につきましてはこれまでも階層別教育（新入社員教育、技師・主任研修、管理職研修）をはじめ、半期に1回全国の各営業拠点で開催されるセールスエンジニア会議、半期に1回当社で開催される海外現地法人代表者会議などで必須カリキュラムとして行われていましたが、今後は、今回の反省も踏まえて教育内容の見直しを行い、これまで以上の効果が出るように実施してまいります。

## ②グループ企業行動規範の周知

2010年10月に制定しました「日立工機グループ企業行動規範」（以下、「グループ企業行動規範」という）の全社的な周知（多言語対応を含む）を図るとともに、かかる規範を日常業務と明確に関連付けて運用・浸透させるべく、役員、従業員に対する教育を実施してまいります。

なお、「グループ企業行動規範」につきましては、既に前記のコンプライアンス全体会議の中で教育を行い、その際、海外子会社の代表者には、英語版と中国語版の「グループ企業行動規範」を合わせて提供し、現地従業員も含めて周知を図るように指示しています。

さらに、現地の必要に応じて、多言語での翻訳等も現地の判断で進めてまいります。

また、今後、PC環境の整っている従業員には、コンテンツも整備の上、eラーニングなども活用して、随時教育受講ができるようにしてまいります。

## ③懲罰規定の制定と周知

コンプライアンス違反に対する懲罰方針を具体的に明文化するとともに、全従業員に周知し、再発防止につなげてまいります。

現在、従業員の不正・不祥事に関する懲罰については、国内では社員就業規則に規定し、一方海外では社内規定、雇用契約または法令において規定されていますが、改めて当社グループにおいて共通に適用される「不正・不祥事対応方針（仮称）」を定めることで、より具体的に不正・不祥事に対する懲罰の区分などを明確にし、コンプライアンス違反については厳罰で臨むことを周知してまいります。

また、不正・不祥事につきましては、出来る限りの範囲内で内容を社内に公開し、再発防止につなげてまいります。

## (2) 子会社に関する監査および連結管理の強化

### ① 内部監査の強化

子会社に対する内部監査を強化するため、監査体制を增強し、内部監査の実施サイクル（最長でも3年に1度）を遵守してまいります。

監査体制の增強につきましては、現在の陣容を倍増させるとともに、監査実施時には、内部監査が計画どおり実施できるように、必要に応じて、各部門や社外よりさらに人員を增強し複数の監査チームを編成して対応してまいります。また、新たに加える監査員を中心に、外部のセミナー等の関連教育へ積極的に参加させることで、監査能力の向上にも努めてまいります。

実地監査におきましては、今回の不正事例を踏まえ重点監査項目を定めるとともに、監査チェックリストを見直し、的確な監査とチェック漏れの防止を図ってまいります。さらに、今後実施する内部監査において改善を指示した項目につきましては、後記の経理財務部門における経理チェックと連携しつつ、改善状況のフォローアップを行ってまいります。

当面、2011年3月までに内部監査の実施を予定している子会社は、過去3年以内に内部監査を実施していない海外の販売子会社から選定し、HTEをはじめ、日立パワーツールズ（タイ）Co., Ltd.、日立パワーツールズメキシコ S. A. de C. V.、日立パワーツールズベルギー N. V. / S. A.、日立パワーツールズノルウェー AS、日立パワーツールズフィンランド Oy の6社となっています。

### ② 海外子会社の取締役会の機能強化と牽制機能の強化

海外子会社の取締役会が実質的に機能していなかったことを反省し、子会社の取締役の兼務状況を見直し、非常勤取締役も管理監督を十分に行える体制を整備するとともに、取締役会を極力現地で開催するなど、ガバナンス強化を図ってまいります。

具体的には、早急に海外子会社の取締役の見直しを実施いたします。見直しに際しては、日本在勤者中心ではなく、現地に近い他の子会社の出向者等も役員に選任するなど、代表者以外の役員が実質的に機能できるようにしてまいります。取締役会につきましては、最低でも半期に1度は開催し、極力現地で開催して直接監督できるよう、さらに必要に応じてTV会議や電話会議なども活用しながら、各子会社の実情を直接確認するような方策をとり、取締役会の機能を強化してまいります。

また、ある一定規模以上の子会社には、原則として複数名を出向させて、相互の牽制機能を働かせてまいります。

### ③ 子会社の管理体制の見直し

国際営業部門は、子会社の月次、四半期等の決算の際には、主要な営業管理資料（顧客別売上データ等）も含めて営業・会計データを提出させ、米州、欧州、アジア・オセアニアのそれぞれの担当部門が責任を持って、提出されたデータについて月次での検証を行うなど自らチェックする体制を構築してまいります。

予算の付与及び予算管理等の指示につきましても、これまで以上に地域の市場状況（市況

回復地域、後退地域、新興国等)や他社動向などを良く勘案するとともに、各種の営業施策も含めて、あまり短期的な見方に偏らないようにしてまいります。

また、経理財務部門の子会社管理を強化するため、新たに巡回指導を実施することとします。具体的には、当社の経理財務担当者もしくは海外子会社へ出向している経理財務担当者が、内部監査の中間年度等に、自らが関与していない海外子会社の経理チェックを行うような体制にしてまいります。そして米州、欧州、アジア・オセアニアの各地域毎に経理財務統括責任者を決め、それぞれをその地域の子会社の取締役を選任するなど、責任の所在を明確にして牽制機能を働かせてまいります。

さらに、年1回を目安に、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアの4拠点で地域別経理会議を開催することを計画してまいります。当該会議では、当社の経理部門からの出向者にとどまることなく、現地の経理マネージャーなども含めて、情報共有やスキルアップ研修などを行うとともに、コミュニケーションの場としても活用してまいります。

#### ④子会社とのコミュニケーションの強化

現在、当社の代表者も含めた経営陣や管掌部門による定期的な子会社巡回の機会が少なく、ガバナンス機能が働いていなかったことを反省し、当社の経営陣や管掌部門による子会社巡回の機会を増やし、現地代表者や管理職とのコミュニケーションを強化することにより、日常的な連絡・報告・相談がしやすい体制を作ってまいります。

少なくとも半期に1度は、巡回指導の機会を設け、日常の業務の管理監督およびコンプライアンスの教育指導を行ってまいります。合わせて、現地代表者や管理職とのコミュニケーションを強化し、風通しの良い職場環境を醸成してまいります。

#### ⑤情報システムの整備

子会社の情報システム機能を整備し、タイムリーに子会社の実態把握に努めるとともに、経営上のリスクを本社でも把握できる体制を構築してまいります。

現在、本社側から各海外子会社システムの閲覧ができるようになっていないため、決算報告数値を直接検証できない状態になっています。

対策として、本社(国際営業本部、経理財務本部等)からの主要海外子会社システム閲覧を可能にすることにより、売上、在庫、その他の財務会計データの詳細状況を直接確認し、決算報告数値の検証ができるようにする予定です。

中長期的には、将来適用予定の国際会計基準(IFRS)への対応の中で、本社基幹システムと海外子会社システムの会計情報及び各種管理情報の連携強化を図り、本社側からの管理体制を強化してまいります。

### (3)内部通報制度の強化

当社では既に国内・海外におきまして内部通報制度を導入しています。当社の内部通報制度は、その対象に子会社も含めていますが、一方、各子会社も各社独自の内部通報制度を導入していま

す。当社の内部通報制度につきましては、グループ全体をカバーしていることもあり、今般、改めて国内・海外の従業員に対し制度の趣旨や通報の方法等を周知します。その後の周知の確認につきましては、前記の当社の経営陣や管掌部門による巡回に際し、現地従業員に対して聞き取り確認をします。

周知に際しましては、多言語での対応を考えています。具体的には、当社で日本語、英語版を作成し、現地で必要に応じて、現地の言語に翻訳等を行い、全従業員に周知がされるように努めてまいります。

また、当社の内部通報制度の通報窓口は、現在は当社コンプライアンス本部ですが、外部の通報窓口として法律事務所等を加えることを検討しています。各子会社の内部通報制度につきましても、代表者の他に、非常勤取締役や監査役にも直接通報できる旨を周知してまいります。

#### (4) 人事管理の強化

##### ① 人事ローテーションの推進

今回の不祥事の発生原因の一つとして、人事ローテーションが停滞したことが考えられます。人事の停滞は、法令違反行為の温床ともなりかねず、子会社の代表者の人事ローテーション、さらに子会社の取締役の見直しを実施します。

当社からの出向者で同一出向先で出向期間の長い者は、現在最長で10年程度となっており、できるだけ早い段階で、人事ローテーションができるようにしてまいります。今後、出向期間は、4～5年を一つの目安とするなど、海外出向に関わる人事方針を一層明確にして、人事ローテーションを行ってまいります。

##### ② 適正な人材配置のための人材の補強

全社の組織および適正人員を再度見直し、必要な部門は人材の補強を図るとともに、一定規模の海外子会社については、前記のとおり、当社から経理財務担当者を含め複数名を出向させて牽制機能を働かせるなど、適切な人材配置と管理体制を構築してまいります。

前記の人事ローテーションも含め、特に国際営業部門、経理財務部門、監査・内部統制部門などで、人材の補強が必要と考えています。

過去3年の新規採用、経験者採用の実績は次表のとおりですが、引き続き将来の人員構成などを考慮して、新卒採用を計画的に行うとともに、事業のグローバル化に対応するために必要な即戦力の人材については、経験者採用を強化してまいります。

区 分		2008年度	2009年度	2010年度(注)
新 卒 採 用	大学卒(理系)	16	15	8
	大学卒(文系)	10	12	0
	高卒等	19	19	3
計		45	46	11
経験者採用		10	4	5
合計		55	50	16

(注) 2010年度は、10月末までの実績(内定者も含む)

## 2-2. 改善措置の実施スケジュール

改善措置項目につきましては、できるだけ早く効果を検証しながら実施してまいります。但し、項目によっては、時間を要するものもありますが、その場合でもスケジュールを明確にして、二度とこのような事態を起こすことのないよう、着実に実施してまいります。

改善措置項目	2010年		2011年					
	～11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月～
企業風土改革、コンプライアンス意識の徹底								
コンプライアンス教育の強化								
緊急コンプライアンス全体会議	実施済							
トップメッセージの発信	社内掲示済	英語版配布			再発信			
コンプライアンス教育(全国の営業拠点)	実施				継続実施			→
コンプライアンス教育(階層別教育等)		実施			継続実施			→
グループ企業行動規範の周知	当社実施済	子会社周知			継続実施			→
懲罰規定の制定と周知	検討	→	制定、周知	→				
子会社に関する監査および連結管理の強化								
内部監査の強化								
監査体制の増強	検討・実施				→			
内部監査の実施	緊急6社実施				→	継続実施		→
海外子会社の取締役会の機能強化と牽制機能の強化								
子会社の取締役見直し	方針作成	実施			継続実施			→
取締役会の機能強化	最低でも半期に1回は開催							
複数出向体制の構築	方針作成	一部実施			順次実施			→
子会社管理体制の見直し								
管掌部門による営業・決算データの検証	実施				継続実施			→
経理財務部門による巡回指導	検討	実施						→
地域別経理会議の開催	最低でも年に1回は開催(日本、米州、欧州、アジア・オセアニアの4拠点)							
子会社とのコミュニケーションの強化								
経営陣、管掌部門による巡回		実施			継続実施			→
情報システムの整備								
主要海外子会社のシステム閲覧		一部実施	本格実施					
決算報告数値の検証			一部実施	本格実施				
基幹システムと子会社システムの連携					国際会計基準(IFRS)の導入と連携			
内部通報制度の強化								
内部通報制度の周知	検討	実施						→
多言語化対応	検討	実施						→
外部窓口の設置	検討				→	実施		
人事管理								
人事ローテーションの推進	検討	方針作成			順次実施			→
適正な人材配置のために人材の補強								
人材の補強(経験者採用)					継続実施			→

### 3. 関係者の処分等

当社は、今回の不適切な取引および会計処理が、当社の連結業績に大きな影響を及ぼした責任を重く受け止め、次のとおり関係者の処分を行いました。

#### (1) 直接関係者

対象者	処分内容
(HTE) 前社長 (当社より出向)	2010年 9月 28日付 (HTE) 社長解任済 2010年 10月 4日付 当社懲戒解雇済

なお、他の (HTE) 現地従業員の関係者については HTE において処分を決定する予定です。

#### (2) 当社役員及管理監督責任

##### ① 役員の変動 (2010年 11月 1日付)

対象者	新役職名	旧役職名	備考
小西 康之	取締役会長	代表取締役 取締役会長	
野崎 昭彦	取締役	専務取締役	当該期間：国際営業管掌 (HTE) 取締役兼務
高萩 光男	(理事)	取締役 (辞任)	経理財務、関連会社管掌 (HTE) 取締役兼務

##### ② 役員報酬減額 (2010年 11月報酬より 2ヶ月)

対象者	内容	備考
取締役会長 小西 康之	報酬月額 30%	
代表取締役 取締役社長 加藤 清	報酬月額 30%	
常務取締役 井上 徹	報酬月額 10%	コンプライアンス、監査管掌
取締役 前原 修身	報酬月額 20%	国際営業管掌
取締役 尾木 克彦	報酬月額 10%	コンプライアンス、内部統制管掌

なお、相談役 鍵本 孝三(当該期間：社長、会長)は報酬月額の 30%を自主返上 (2ヶ月)、監査役 竹内 正文(当該期間：経理財務、関連会社管掌)は報酬月額の 30%を自主返上 (2ヶ月)。

### 4. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの当社連結子会社の不祥事によりまして、過去に開示しておりました過年度の決算公表数値が不適切な情報開示となり、株主、投資家並びに各関係者にご迷惑をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果になったことにつきまして、上場企業としての重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、本件の事態を重大に受け止め、既に関係役員への厳正な処分を行いました。今後は、二度とこのような不適切な情報開示を行うことのないように、再発防止策を確実に実行し、当社グループ全体として関係各位の信頼回復に鋭意努力していく所存です。

(別紙)訂正による過年度業績への影響

(単位:百万円)

期	項目	連結			個別		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
平成18年3月期	売上高	142,009	141,482	△527	72,880	72,443	△437
	営業利益	15,522	15,201	△321	10,752	10,617	△134
	経常利益	15,054	14,733	△321	11,719	11,573	△145
	当期純利益	11,501	11,095	△406	9,783	9,344	△438
	総資産	135,741	135,274	△467	117,930	117,491	△438
	株主資本	107,413	106,994	△418	102,745	102,307	△438
平成19年3月期 第1四半期	売上高	37,065	36,847	△217	—	—	—
	営業利益	4,152	4,119	△32	—	—	—
	経常利益	4,110	4,078	△32	—	—	—
	四半期純利益	2,928	2,901	△27	—	—	—
	総資産	137,437	136,987	△450	—	—	—
	純資産	108,148	107,694	△454	—	—	—
平成19年3月期 第2四半期	売上高	74,144	73,852	△292	38,350	38,583	232
	営業利益	9,035	8,872	△162	6,588	6,722	134
	経常利益	8,918	8,756	△162	7,601	7,712	111
	中間純利益	6,428	6,352	△76	4,946	4,984	37
	総資産	143,028	142,481	△547	120,658	120,257	△400
	純資産	111,079	110,565	△514	103,491	103,091	△400
平成19年3月期 第3四半期	売上高	110,832	110,278	△554	—	—	—
	営業利益	13,814	13,696	△118	—	—	—
	経常利益	13,702	13,584	△118	—	—	—
	四半期純利益	9,401	9,337	△63	—	—	—
	総資産	148,609	148,103	△506	—	—	—
	純資産	112,569	112,046	△522	—	—	—
平成19年3月期	売上高	153,013	151,935	△1,078	78,202	78,240	38
	営業利益	19,205	18,738	△467	14,359	14,330	△29
	経常利益	19,083	18,612	△471	16,016	15,927	△88
	当期純利益	13,069	12,701	△367	10,094	9,779	△314
	総資産	154,143	153,351	△792	125,228	124,475	△752
	純資産	115,952	115,112	△839	105,296	104,543	△752
平成20年3月期 第1四半期	売上高	42,872	42,541	△330	—	—	—
	営業利益	5,089	5,025	△63	—	—	—
	経常利益	5,168	5,104	△63	—	—	—
	四半期純利益	3,387	3,324	△63	—	—	—
	総資産	154,875	154,000	△875	—	—	—
	純資産	119,776	118,832	△943	—	—	—
平成20年3月期 第2四半期	売上高	86,900	86,426	△473	41,794	41,611	△182
	営業利益	10,804	10,599	△204	8,395	8,395	—
	経常利益	10,619	10,414	△204	9,628	9,606	△22
	中間純利益	6,943	6,733	△210	6,326	6,114	△212
	総資産	163,534	162,601	△933	128,240	127,275	△965
	純資産	120,863	119,783	△1,080	108,764	107,799	△965
平成20年3月期 第3四半期	売上高	128,968	128,056	△912	—	—	—
	営業利益	15,931	15,474	△457	—	—	—
	経常利益	15,768	15,311	△457	—	—	—
	四半期純利益	10,485	9,969	△516	—	—	—
	総資産	163,259	161,836	△1,422	—	—	—
	純資産	122,655	121,242	△1,412	—	—	—
平成20年3月期	売上高	174,756	172,876	△1,880	83,569	83,186	△383
	営業利益	22,320	21,298	△1,021	15,950	15,950	—
	経常利益	22,483	21,460	△1,023	17,872	17,869	△3
	当期純利益	15,561	14,229	△1,331	12,282	11,173	△1,109
	総資産	167,501	165,438	△2,062	131,057	129,402	△1,654
	純資産	121,887	119,734	△2,152	110,836	108,974	△1,862
平成21年3月期 第1四半期	売上高	40,834	39,934	△900	—	—	—
	営業利益	5,345	5,042	△302	—	—	—
	経常利益	5,409	5,106	△302	—	—	—
	四半期純利益	3,602	3,279	△323	—	—	—
	総資産	168,835	166,405	△2,430	—	—	—
	純資産	123,727	121,128	△2,599	—	—	—
平成21年3月期 第2四半期	売上高	84,207	82,634	△1,573	—	—	—
	営業利益	10,888	10,143	△745	—	—	—
	経常利益	10,009	9,264	△745	—	—	—
	四半期純利益	6,834	5,840	△994	—	—	—
	総資産	169,437	167,381	△2,056	—	—	—
	純資産	124,099	121,115	△2,984	—	—	—
平成21年3月期 第3四半期	売上高	114,055	112,099	△1,956	—	—	—
	営業利益	11,951	11,217	△733	—	—	—
	経常利益	10,188	9,453	△735	—	—	—
	四半期純利益	7,132	6,226	△906	—	—	—
	総資産	155,093	153,487	△1,606	—	—	—
	純資産	115,564	112,999	△2,565	—	—	—

(単位:百万円)

期	項目	連結			個別		
		訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)	訂正前(A)	訂正後(B)	訂正額(B-A)
平成21年3月期	売上高	142,013	139,203	△2,809	69,048	69,048	—
	営業利益	12,220	11,099	△1,120	8,716	8,716	—
	経常利益	10,012	8,884	△1,128	11,655	11,800	145
	当期純利益	5,034	3,530	△1,504	8,136	7,086	△1,049
	総資産	152,553	149,675	△2,877	123,010	121,283	△1,726
	純資産	112,275	109,036	△3,239	111,974	109,062	△2,912
平成22年3月期 第1四半期	売上高	28,287	27,177	△1,110	—	—	—
	営業利益	851	502	△348	—	—	—
	経常利益	879	530	△348	—	—	—
	四半期純利益	253	△106	△359	—	—	—
	総資産	152,665	150,135	△2,529	—	—	—
	純資産	113,356	109,621	△3,734	—	—	—
平成22年3月期 第2四半期	売上高	58,295	56,168	△2,127	—	—	—
	営業利益	2,738	2,182	△555	—	—	—
	経常利益	2,812	2,256	△555	—	—	—
	四半期純利益	1,638	724	△913	—	—	—
	総資産	148,499	145,784	△2,714	—	—	—
	純資産	112,402	108,216	△4,185	—	—	—
平成22年3月期 第3四半期	売上高	86,670	83,887	△2,783	—	—	—
	営業利益	3,677	2,792	△884	—	—	—
	経常利益	3,760	2,876	△884	—	—	—
	四半期純利益	2,057	655	△1,401	—	—	—
	総資産	146,691	143,811	△2,880	—	—	—
	純資産	111,330	106,652	△4,678	—	—	—
平成22年3月期	売上高	119,166	115,000	△4,166	49,306	49,306	—
	営業利益	5,184	3,637	△1,546	484	484	—
	経常利益	5,169	3,638	△1,531	3,774	3,774	—
	当期純利益	3,333	967	△2,365	3,464	1,168	△2,296
	総資産	148,982	144,347	△4,635	122,991	119,927	△3,063
	純資産	112,141	106,732	△5,408	112,964	107,755	△5,208
平成23年3月期 第1四半期	売上高	30,268	29,998	△270	—	—	—
	営業利益	423	232	△190	—	—	—
	経常利益	444	253	△190	—	—	—
	四半期純利益	84	5	△79	—	—	—
	総資産	143,335	139,866	△3,469	—	—	—
	純資産	109,005	104,181	△4,823	—	—	—
影響額累計	売上高	761,228	750,496	△10,731	353,008	352,225	△783
	営業利益	74,877	70,208	△4,669	50,263	50,099	△164
	経常利益	72,249	67,582	△4,666	61,037	60,945	△91
	純利益	48,585	42,530	△6,055	43,761	38,553	△5,208

以上